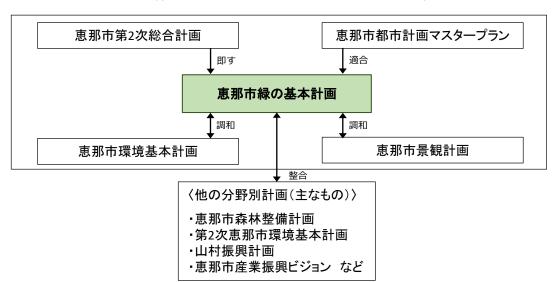
恵那市 緑の基本計画

【概要版】

1. 緑の基本計画とは

「都市緑地法」に定められている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。 恵那市において、「恵那市都市計画マスタープラン」における都市づくりのテーマを実 現するために必要な緑の保全と創出を推進することを目的として策定するものです。



2. 計画の対象区域

恵那市の行政区域全域を対象区域とします。



3. 計画の目標年度

概ね20年の長期とし、目標年次は令和22年 (2040年)とします。ただし、都市計画マス タープランとの整合性を図るため、令和12年 (2030年)を中間年次として設定します。



4. 計画の基本理念

恵那市の魅力である自然環境と、地域で育まれてきた歴史文化資源を活かした「水と緑の豊かな地域連携」を踏まえつつ、人口減少・少子高齢化への対応を図り、定住人口を確保するとともに、将来の世代が誇りをもてる「持続可能な定住・交流都市」を再構築することが恵那市の理想の姿と考えます。

このことから、本計画の基本理念を次のように定めます。

『水と緑の豊かな地域の連携による 持続可能な定住・交流都市への再構築』

5. 緑の将来像

恵那市の緑の特性や課題、基本理念をふまえ、緑の将来像を次のように定めます。

特性

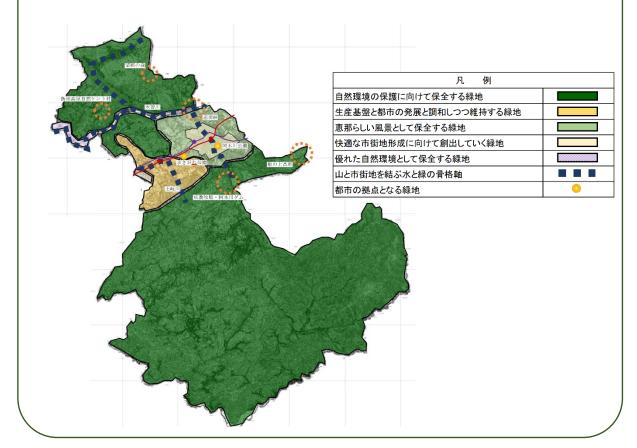
- ・市域の78%を占める森林
- ・美しい清流
- ・昔ながらの農山村風景
- ・歴史的まちなみと調和した緑

課題

- ・環境の保全
- ・身近な緑の創出
- ・良好な景観の形成
- ・防災機能の確保
- ・特色ある緑の活用
- ・豊富な森林資源の活用

緑の将来像

- [′] ○恵那市の最大の魅力である自然環境を活かしながら、各地域で育まれた歴史文化を大 切にし、それぞれの地域の個性が磨かれたまち
- ○魅力ある公園や緑地など、身近な緑とのふれあいの場が創出され、緑を楽しみ潤いと やすらぎを感じ、誇りをもって住み続けることができるまち
- 〇緑のまちづくりをそれぞれの地域が個性を活かしつつ、地域社会を構成する多様な主体の協働によって持続的に進められるまち
- 〇人と人、自然、地域社会の触れ合いを大切にしつつ、都市構造をはじめとした都市の あり方を少しずつ組み立て直されたまち

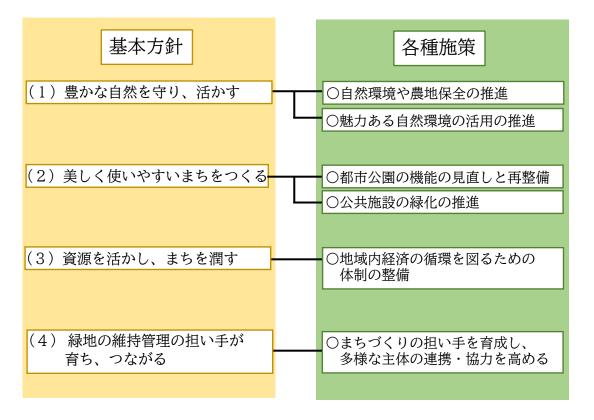


恵那市緑の基本計画

【概要版】

6. 基本方針·施策体系

緑の将来像を実現していくための基本方針・施策体系を次のように定めます。



7. 目標水準

基本方針に基づき、本計画における緑地の保全及び緑化の目標水準を次のように設定します。

(1)緑地の 確保目標水準

緑地面積が計画対象区域に 占める割合(=緑地率)の 維持を図ります。

> 現況値(H30) 約86%

> > 目標値(R22) 維持

(2)都市計画区域内 の都市公園面積

恵那市都市公園条例で 定めた標準面積(10㎡/人) 以上の確保を図ります。

> 現況値(R3) **6.3**㎡/人

目標値(R22) **10**㎡/人

(3) 憩いの場所(公園 など)の満足度

身近な緑の満足度 (良い・やや良い・普通) を現況値以上に高めます

> 現況値(R3) **51.5**%

^{目標値(R22)} 現況値 以上

都市公園の役割

市内の都市公園について次のように役割を位置付けます。

健康

- ・散策路
- ・休憩施設
- ·健康増進施設
- ・スポーツ施設

子育て

- ・遊具
- ・屋根のある休憩施設

行 事

- ・広場
- ・付近でのイベント

交 流

- ・各世代が集える場所
- ・隣接施設の補完

環境

- ・周辺環境に配慮した植栽
- ・付近の防災的役割 ・トイレの設置

番号	名 称	ターゲット	建築年	●:役割 ★:主となる役割				
				健康	子育て	行事	交流	環境
1	まきがね公園	市全域	S59	*	•	•	•	•
2	阿木川公園	市全域	H10	*	•	•	•	•
3	中央公園	市全域	S49	•	*	•	*	•
4	中野公園	地区内	S51		*		•	•
(5)	うとう公園	近隣	H10					*
6	マロニエ公園	市全域	H10		*			•
7	ほりた公園	近隣	H10					*
8	まきもと公園	近隣	H10					*
9	学頭公園	地区内	H15		*		•	•
10	ふれあい広場	市全域	H19	•	•	•	*	•
11)	神田公園	近隣	H21	•				*
12	大崎公園	近隣	H21					*
(13)	中山道大井宿 広場	市全域	H24			*	•	•
14)	中曽根公園	近隣	R2	•	*	•		•
(15)	道垣外公園	近隣	R2					*

8. 計画の推進体制

緑の基本計画に位置付けられた施策を推進し、緑の将来像を実現していくためには、市民・事業者・行政など様々な主体が協働する体制を構築していくとともに、 行政においては関係機関が相互に連携していくことが必要です。また、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、具体的に行動することが大切です。

(1) **市民**の役割

緑に親しみ、緑に興味を持ち、緑の活動に参加し、身近な緑を拡げていくことが大切です。

(2)**事業者**の役割

地域社会の一員として責任ある事業活動を行う姿勢を保ち、積極的に行動することが大切です。

(3)**行政**の役割

国や県などと行政間の連携を図るとともに、庁内の関係部署間の連携を図り、緑に関する施策を推進します。また、市民や事業者等の緑化意識の向上のため様々な取り組みを行うとともに、 緑化活動の支援を行います。



恵那市公式キャラクター「エーナ」

恵那市緑の基本計画【概要版】(令和4年3月)

恵那市 建設部 都市住宅課 〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1 TEL 0573-26-2111 FAX 0573-25-8294 E-mail toshijyutaku@city.ena.lg.jp